

投稿規定

一般社団法人日本難病看護学会 投稿規定

1. 投稿者の資格

投稿者は、著者および共著者もすべて本学会会員とする。

2. 投稿原稿の内容

投稿原稿は、「難病看護を中心とするケア、ケアシステム、福祉の研究を推進し、これにより、国民の健康な生活の確保に貢献する」という本学会の目的に応じたもので、過去に国内外の他誌に掲載、あるいは現在も掲載が予定されていないものに限る。

3. 投稿原稿の種類

投稿原稿の種類は、原著、総説、研究報告、実践報告、その他であり、それぞれの内容は下記のとおりである。なお、投稿者が希望する論文の種類を尊重し査読を行うが、著者が希望する論文の種類には適合しないが、論文の種類を変更することで掲載の価値があると判断される場合は、論文の種類の変更を提案する場合がある。

1) 原著

難病に関する新規性のあるテーマが設定され、適切な方法論に基づいて実施され、創造性があり新しい知見が認められる論文

2) 総説

難病に関わる重要なテーマについて多面的に国内外の知見を集め、総合的に学術的状況を概説し、考察した論文

3) 研究報告

難病に関する研究結果の重要性が高く、研究や実践活動の参考となり、難病研究の発展に寄与すると認められる論文

4) 実践報告

難病に関する実践報告および症例報告で、得られた成果が難病に関する学問や技術の発展に寄与すると認められる論文

5) その他

難病に関する話題、意見、海外事情、関連学術集会の報告等で、編集委員会が適当と認めたもの(執筆要領等は別に定める)

4. 倫理的配慮

投稿原稿は、研究のすべての過程において倫理的に配慮され、具体的な倫理的配慮の内容や研究倫理審査結果が本文中に明記されていることとする。

5. 著者資格

著者とは、投稿原稿に重要な知的貢献をした者とし、研究の構想およびデザイン、データ収集、データ分析及び解釈に重要な貢献をしており、投稿原稿の作成に関与し、内容に責任を負うものとする。

6. 利益相反

研究の遂行や論文作成における利益相反の有無を、論文中に記載することとする。

7. 謝辞

研究助成を受けた場合には、助成機関名、課題番号等を記載すること。また、著者資格に当てはまらない研究貢献者は謝辞に記載することとする。

8. 投稿手続き

- 1) 投稿はオンライン投稿とする。学会ホームページ(<https://nambyokango.jp/>)よりオンライン投稿システム「ScholarOne ManuscriptsTM」にアクセスし、投稿手順に沿って投稿する。
- 2) 著者および共著者すべての「著者資格および著作権譲渡承諾書」をオンライン投稿システムにて提出する。
- 3) 投稿原稿と関連する内容の原稿を他の雑誌

- に投稿している場合や、すでに出版している場合には、当該原稿の複写とともにその旨を日本難病看護学会編集事務局に連絡する。
- 4) 編集委員会で修正を求められ再投稿する場合は、修正箇所を下線等で明示した原稿と、指摘された事項への具体的な対応を示した対応表を別につけて提出する。
 - 5) 最終原稿は、Word、Excel 等のファイルにて日本難病看護学会誌編集事務に電子ファイルで提出する。

9. 原稿の受付および採否

- 1) 投稿原稿は随時受け付けるが、11月30日、5月31日で締切り審査を行う。
- 2) 投稿原稿の受付日は、オンライン投稿画面での受付日とする。ただし、投稿原稿に不備がある場合は、返却修正を求め、再投稿された日をもって受付日とする。
- 3) 投稿原稿の採否については、査読に基づき編集委員会が決定する。
- 4) 編集委員会より審査結果を送付後、3か月以上経過して再投稿された場合は、新規投稿として取り扱う。なお、3か月以上経過しても連絡がない場合は、投稿を取り下げたものとみなし、投稿原稿を処分する。
- 5) 投稿原稿の学会誌への記載は、投稿原稿の種類別に採用決定の記述順とする。

10. 投稿原稿の執筆要領

投稿原稿は、「執筆要領」に従って作成することとする。

11. 著者校正

著者校正は1回のみとし、校正の際の加筆は原則認めない。

12. 著作権

- 1) 著作権は本学会に帰属する。
- 2) 本誌に掲載された論文の一部または全部の転載を希望する場合は、「転載許可願」を提

出し本学会の承諾を得る必要がある。

- 3) 本誌に掲載された論文を機関リポジトリに登録する場合は、「機関リポジトリ登録申請書」を提出し、編集委員会の許可を得る必要がある。

13. 投稿にかかる費用

- 1) 別刷料は著者負担とする。
- 2) 掲載論文が制限頁数を超過する場合には、超過頁にかかる費用を著者から徴収することがある。
- 3) 編集委員会の判断で英文の校閲をnativeに依頼したとき、図表などの加工に特別な費用を必要としたとき等は、これらにかかる費用を著者から徴収することがある。

附則 本規定は、2021年6月1日より施行する。
本規定は、2022年4月1日より改定する。